

議案第21号

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市職員の特殊勤務手当のうち、動物捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当から有害鳥獣の殺処分作業等を除き、新たに特殊勤務手当の種類に追加するため、この案を提出するものである。

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年米原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第3条第2項および第4条第2項中「にあつては」を削る。

第8条第1項中「および」を「または」に、「死体処理作業」を「死体収集作業」に改め、同条第2項中「次に掲げる額」を「従事した日1日につき300円」に改め、同項各号を削る。

第11条を第12条とする。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が同じ日に第9条第1項第1号および第2号に規定する作業の両方に従事したときの手当の額は、同項第1号に規定する作業による手当を支給される作業の手当の額とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第9条 有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 有害鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定に基づき策定した被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣のうち、哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の殺処分の作業

(2) 殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業

2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に規定する作業 1頭につき1,000円。ただし、作業に従事した日1日につき3,000円を限度とする。

(2) 前項第2号に規定する作業 従事した日1日につき1,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年米原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第8条」を「第9条」に改める。

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p>(感染症防疫作業、結核接触作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第2号に規定する作業 500円</p> <p>(2) 前項第3号に規定する作業 50円</p> <p>(行旅病死取扱作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する作業 1,000円</p> <p>(2) 前項第2号に規定する作業 3,000円</p> <p>(動物捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 動物捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、動物の捕獲作業<u>または動物の死体収集作業</u>に従事したときに支給する。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(感染症防疫作業、結核接触作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第2号に規定する作業<u>にあつては</u> 500円</p> <p>(2) 前項第3号に規定する作業<u>にあつては</u> 50円</p> <p>(行旅病死取扱作業従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する作業<u>にあつては</u> 1,000円</p> <p>(2) 前項第2号に規定する作業<u>にあつては</u> 3,000円</p> <p>(動物捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条 動物捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、動物の捕獲作業<u>および動物の死体処理作業</u>に従事したときに支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当の種類に、第6号に規定する動物捕獲作業等に従事する職員の特殊勤務手当から分離して、新たに第7号として有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当を追加する。 ・文言整理 ・文言整理 ・文言整理 ・文言整理 ・第9条に有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当を規定することに伴う文言整理

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき300円とする。

(有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第9条 有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 有害鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定に基づき策定した被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣のうち、哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の殺処分の作業

(2) 殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業

2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に規定する作業 1頭につき1,000円。ただし、作業に従事した日1日につき3,000円を限度とする。

(2) 前項第2号に規定する作業 従事した日1日につき1,000円

第10条 略

(支給額の調整)

第11条 略

2 前項の手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 動物の捕獲作業または動物の死体処理作業に従事した日1日につき300円

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定に基づき策定した被害防止計画において定める同条第2項第2号に規定する対象鳥獣のうち、哺乳類に属する野生動物の殺処分を伴う作業に従事した日1日につき1,000円

第9条 略

(支給額の調整)

第10条 略

・第8条第2項に手当の額を規定することに伴う号の削除

・第9条に有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当を規定することに伴う号の削除

・有害鳥獣の殺処分作業等に従事する職員の特殊勤務手当に関する条文を追加する。

・有害鳥獣の殺処分の作業に係る手当の額を改正する。

1,000円/日→1,000円/頭。ただし、1日につき3,000円を限度とする。

・殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業に係る手当の額を規定する。

1,000円/日（手当の額の変更なし。）

・条ずれ

・条ずれ

<p><u>2 職員が同じ日に第9条第1項第1号および第2号に規定する作業の両方に従事したときの手当の額は、同項第1号に規定する作業による手当を支給される作業の手当の額とする。</u></p> <p><u>3 略</u> 第12条 略</p>	<p><u>2 略</u> 第11条 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が同じ日に有害鳥獣の殺処分の作業と殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業の両方に従事した場合は、これらを併給せず、殺処分の作業に係る特殊勤務手当のみを支給する。 ・項ずれ ・条ずれ
---	------------------------------	---

米原市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例新旧対照表（改正理由）（付則第2項関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（特殊勤務に係る報酬）</p> <p>第19条 特殊勤務手当条例第3条から第9条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、特殊勤務手当条例の例により算出して得た額の報酬を支給する。</p>	<p>（特殊勤務に係る報酬）</p> <p>第19条 特殊勤務手当条例第3条から第8条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、特殊勤務手当条例の例により算出して得た額の報酬を支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う引用条文の改正